

輸 出 植 物 と 栽 培 地 検 査

我が国から輸出される植物は、植物防疫法に基づき、輸入国の植物検疫上の要求に適合しているかどうかの検査を受け、これに合格したものでなければ輸出できない。

検査は、通常、輸出する時点で、輸出しようとする植物やその容器・包装について受ければよいが、植物の種類や輸出先(国)によっては、生産地において生育中の検査(以下「栽培地検査」という。)を受けることも必要である。勿論、これらの植物は、栽培地検査に合格しないと港における輸出検査は受けられない。

最近、栽培地検査を要求する国が増加しているが、以下栽培地検査の概要を紹介する。

栽培地検査を必要とする植物は、大別して二つに分けられる。一つは、輸出農産物として重要な植物で、栽培地検査を行わなければ病害の検出が困難であり、かつ、将来とも海外において品質面で高い評価を維持する必要があるため、*我が国が指定した、テッポウコリ、ヤマコリ、カノココリ

(変種・品種を含み、野生のものを除く)及びチューリップである。他の一つは、輸入国が特定の病害虫の侵入を防止する目的で栽培地検査を要求している植物で、南アフリカ共和国向けアブラナ

属植物(キャベツ、ブロッコリー等)及びイスラエル向けハクサイ、キャベツ等の種子、アメリカ向け温州みかん生果実等がそれである。

検査の対象となる病害虫は、右表のとおりで、検査は開花期等の時期に、植物防疫官により実施される。

検査の申請数量が非常に多く、栽培地が広域な場合等は、都道府県を単位に「栽培地検査補助員」を委嘱して当該補助員により予備検査を行った後、抽出検査を実施している。検査の方法は主に肉眼検査によるが、球根類では栽培ほ場の線虫を対象とした土壌検診、アメリカ合衆国向け温州みかん生果実では、かいよう病を対象としたバクテリオファージテスト等も行っている。

なお、栽培地検査での不合格は、ウイルス病によるものが殆どで、他の病害虫によるものは、極くまれである。

昭和57年度の栽培地検査の実績は次のとおりである。

検 査 植 物	ほ場検査面積ha	合格面積ha	合格数量
テッポウコリ	330	297	4,718万球
カノココリ	28	27	378 //
その他のコリ	4	3	64 //
チューリップ	160	160	3,890 //
その他の球根	10	8	839 //
野菜類の種子	23	23	64万株
温州みかん	69	69	11万本

輸入国からの要求(条件)は年々厳しくなり、特に栽培地検査の徹底を求める傾向にあり、今後、幅広い植物の栽培地検査、そして、より技術的に高度な対応が必要とされるところである。

栽培地検査を実施している主な植物と対象病害虫

植 物 名	対 象 病 害 虫	備考(仕向国)
球 根	チューリップ	*我が国が指定
	ユ リ	
	グラジオラス	フランス・オランダ イギリス・ベルギー イタリア・デンマーク オーストラリア ニュージーランド タイワン・チリ フィンランド 等
	ダ ー リ ア	
	す い せ ん	
	球 根 アイリス	
	フ リ ー ジ ア	
種 子	ア マ リ リ ス	南アフリカ共和国
	メロン・カボチャ	
	ア ブ ラ ナ 属	イスラエル
	ハクサイ・キャベツ	
	ト マ ト	ギリシヤ
生果実	エ ン ド ウ	ニュージーランド
	温州みかん	ア メ リ カ